



さあ行こう！
投票へ！

平成30年9月9日(日) 午前7時～午後8時 宜野湾市議会議員選挙の投票日です！

● 投票できる方

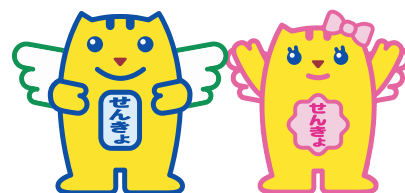
年齢要件 平成12年9月10日までに生まれた方

住所要件 平成30年6月1日までに宜野湾市に転入届出をし、引き続き居住している方

● 投票できない方

①平成30年6月2日以降、宜野湾市に転入届出をした方は住所要件である3ヶ月を満たすことができないため、投票できません。

②宜野湾市外に転出した方は、転出と同時に投票できません。



● 投票について

期日前投票

選挙当日、仕事やレジャー、冠婚葬祭等の用務で投票所に行けない方は、前もって投票することができます。

※期日前投票の際は、**投票所入場券 裏面の宣誓書**をご記入の上、ご持参ください。(入場券を持っていない方は身分を証明できるもの)

期 間 平成30年9月3日(月)～9月8日(土)
時 間 午前8時30分～午後8時
場 所 宜野湾市役所1階 ⑦番(選挙管理委員会)

不在者投票

入院中や他市町村に滞在中などの事情により、選挙当日に投票所へ行けない方のために滞在地の選挙管理委員会、入院・入所中の病院や老人ホーム等(指定施設)で投票することができる制度です。

郵便投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証(要介護5)をお持ちの方で、身体に重い障がい等があるため投票所に行けない方は、自宅などで投票することができる郵便等による不在者投票の制度があります。

郵便等による不在者投票はあらかじめ申請していただき、選挙管理委員会委員長が交付する郵便等投票証明書が必要で、該当する要件も区分されているなど、いろいろな手続きが定められていますので、詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせまたは、市ホームページをご覧ください。

新選挙管理委員

任期満了に伴う選挙管理委員の選挙が宜野湾市議会6月定例会において行われた結果、4氏が選出されました。

(任期：H30.7.1～H34.6.30)



委員長
喜瀬 昭夫



委員長職務代理者
宮城 眞光



委員
仲村 章



委員
内間 智慧子

有権者の皆様へ

9月9日は宜野湾市議会議員選挙の投票日です。

私達の意見や要望を伝え、住みよいまちづくりをする「市民の代表」が市議会議員です。

有権者の皆様におかれましては、選挙公報、選挙運動等を通じ候補者の政策を検討され、期日前投票や不在者投票を活用するなど、国民の権利である投票に積極的に参加されることにより、宜野湾市の代表たるにふさわしい候補者を選ばれますようお願いいたします。

投票することは自分の意志を示すことです。

また、候補者や選挙運動に携わる方々には選挙の正しいルールを守り、明るくきれいな選挙運動を展開されることを切望いたします。

宜野湾市選挙管理委員会

委員長 喜瀬 昭夫

問合せ：選挙管理委員会事務局 電話 893-4411 (内線 185～187)